

第4 水噴霧消火設備

1	加圧送水装置	3-4-2
2	水源等	3-4-2
3	放射区域	3-4-2
4	配管等	3-4-2
5	配線等	3-4-2
6	非常電源	3-4-2
7	制御弁	3-4-2
8	起動装置等	3-4-2
9	送水口	3-4-3
10	凍結防止	3-4-3
11	総合操作盤	3-4-3
12	付加設置（岡山市火災予防条例）	3-4-3
図		3-4-7

1 加圧送水装置

加圧送水装置は、令第14条第5号、規則第16条第3項第3号（ホ、ヘを除く。）、規則第17条第2項及び平成9年消防庁告示第8号の規定並びに第2屋内消火栓設備2(1)、(2)ア、イ及び(7)によること。★

2 水源等

水源等は、令第14条第4号、規則第16条第2項及び規則第17条第3項の規定によるほか、第2屋内消火栓設備3(1)ただし書き及び(2)から(5)までによること。★

3 放射区域

放射区域は、規則第16条第3項第1号の規定によるほか、1放射区域を1警戒区域とすること。◆

4 配管等

配管等は、規則第16条第3項第2号の2及び規則第16条第3項第3号への規定によるほか、第3スプリンクラー設備I3によること。★

5 配線等

第2屋内消火栓設備5(1)及び(2)の規定を準用する。★

6 非常電源

第23非常電源設備によること。★

7 制御弁

制御弁は、規則第16条第3項第4号の規定によるほか、第3スプリンクラー設備I5によること。★

8 起動装置等

起動装置等は、規則第16条第3項第3号ホの規定によるほか、次によること。

(1) 規則第16条第3項第3号ホイただし書きの「火災時に直ちに手動式の起動装置により加圧送水装置及び一斉開放弁を起動させることができる場合」とは、第3スプリンクラー設備I1(4)アの規定を準用すること。

ア 閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合のヘッドの設置要領は、第3スプリンクラー設備II3((4)及び(7)から(11)を除く。)及びIII1(5)アの規定を準用する。◆

イ 閉鎖型スプリンクラーヘッドの開放と連動する場合、標示温度は79℃未満のものとし、ヘッドの設置方法は次の表によること。◆

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1種	20㎡以下	7m以下	2種	20㎡以下	5m以下
	13㎡以下	10m以下		11㎡以下	10m以下

ウ 自動火災報知設備の感知器の作動と連動する場合の設置場所に適応する感知器の種類及び感知区域は、第10自動火災報知設備2(3)から(7)の規定を準用する。◆

(2) 手動式の起動装置は、第3スプリンクラー設備I1(4)ウによること。

9 送水口

第3スプリンクラー設備の技術基準I4に準じ、送水口を設置すること。★

10 凍結防止

第2屋内消火栓設備7の規定を準用する。◆

11 総合操作盤

第25の2総合操作盤によること。

12 付加設置（岡山市火災予防条例）

（水噴霧消火設備等に関する基準）

第38条 次の表の左欄に掲げる防火対象物又はその部分には水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、粉末消火設備又はこれらと同等と消防長が認める消火設備のうち、それぞれ当該右欄に掲げるもののいずれかを設けなければならない。

防火対象物又はその部分	消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物で、次に掲げるもの (1) 駐車の用に供する部分の床面積の合計が700平方メートル以上の防火対象物（駐車するすべての車両が同時に屋外に出ることができないものを除く。） (2) 吹抜け部分を共有する防火対象物で2以上の階で、駐車の用に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のもの	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物に存する場所のうち、次に掲げるもの (1) 油入機器を使用する特別高圧変電設備又は無人変電設備のある場所 (2) 油入機器を使用する全出力1,000キロワット以上の高圧又は低圧の変電設備のある場所 (3) 全出力1,000キロワット以上の発電設備のある場所	不活性ガス消火設備又は粉末消火設備
令別表第1各項に掲げる防火対象物で、冷凍室又は冷蔵室の部分で、床面積の合計が500平方メートル以上のものの冷凍室又は冷蔵室の用途に供する部分	不活性ガス消火設備

2 前項の規定により無人変電設備のある場所に設ける不活性ガス消火設備又は粉末消火設備は、移動式以外のものとし、かつ、当該設備には自動式起動装置を設けなければならない。

3 前項に規定するもののほか、第1項の規定により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備又は粉末消火設備は、令第14条から第18条までの規定及び省令第16条から第21条までの規定の例により設置し、及び維持しなければならない。

【解説】

本条は、令13条に規定する防火対象物以外の防火対象物に対してその用途、規模に応じて水噴霧消火設備等の設置基準等を規定したものである。

また、「これらと同等と消防長が認める消火設備」とは、本条に該当し消火設備を設置する際、表記の消火設備以外のもの（パッケージ消火設備、泡消火設備等）を条例第44条の規定により設置可能であることを明記しているものとする。

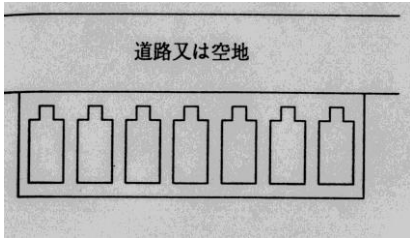
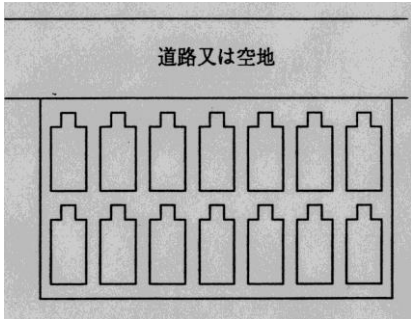
1 第1項表上欄について

(1) 第1号の適応対象は、令別表第1各号に掲げる防火対象物であり、駐車のために供する部分の面積が700㎡以上のものが対象となる。

また、「駐車のために供する部分」とは、駐車する部分とこれに接する車路を含めたものをいう。ただし、道路から駐車場に至る傾斜路、進入路等で、自動車の通行にのみ供する部分は含まないものとする。

(2) 「床面積の合計」とは、1の防火対象物に複数の駐車のために供する部分が存する場合は、その合計が700㎡あれば該当するが、相互に隔たった位置にあり延焼拡大のおそれがない場合は条例第44条の規定を適用し免除することができる。

(3) 「駐車するすべての車両が同時に屋外にできる構造」とは、車両が一行又は二列に並列して駐車する車庫で、かつ前面空地又は道路が十分な幅員を有し、いずれの車両も他の車両に関係なく同時に屋外に完全に出られる場合をいう。

<p>例図①</p> <p>この場合前面にシャッターがあれば認められない</p>  <p>この場合の道路又は空地の幅員は車両1台分以上が望ましい。</p>	<p>例図②</p> <p>この場合前面にシャッターがあれば認められない</p>  <p>この場合の道路又は空地の幅員は車両2台分以上が望ましい。</p>
--	---

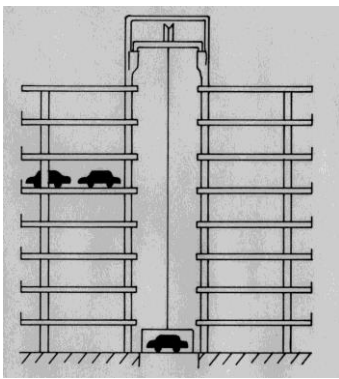
- (4) 第2号の適用を受けるものは、主として昇降機によって車両を各階まで昇降させ、駐車位置まで自走又は機械装置によって車両を移動させるものをいう。

この種類の駐車場については、車両の収容台数に関係なく駐車のために供する部分の床面積の合計が200㎡以上となれば本条の適用を受ける。

また、「吹き抜け部分を共用する」とは、主として、昇降機によって車両を各階まで昇降させ、駐車位置まで自走又は機械装置によって車両を移動させるものをいう。

さらに、自走式の駐車場でも2以上の階で、駐車のために供する部分の床面積の合計が200㎡以上となれば適用される。

例図



2 第1項表中欄について

- (1) 「油入機器を使用する」とは、主遮断機、変圧器、コンデンサー、リアクトル、電圧調整器等主要な機器の全部又は一部に電気絶縁油を使用したものをいう。乾式のもの（冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの）は含まれない。
- (2) 「防火対象物に存する場所」とは、屋外にある場合は令別表第1に該当しない限り適用しない。また、屋上にある場合は全て適用する。

3 第1項表下欄について

- (1) 「床面積の合計」とは、1の防火対象物に複数の冷蔵、冷凍庫の用に供する部分が存する場合は、その合計が500㎡あれば該当するが、相互に隔たった位置にあり延焼拡大のおそれがない場合は条例第44条の規定を適用し免除することができる。
- (2) 「冷凍庫又は冷蔵庫」とは、倉庫業法施行規則に規定される常時摂氏10度以下に保たれているものとする。
- (3) この規定の適用を受ける冷凍室又は冷蔵室の不活性ガス消火設備は、第6不活性ガス消火設備V及びVIによる。

- 4 第2項の規定は、無人変電設備のある場所に設ける消火設備の方式について規定したもので、同一敷地内に関係者が常時駐在していないものとする。ただし、次の場合は適

用しない。

- (1) 夜間、休日等で断続的に無人状態となるもの。
- (2) 付近の別敷地等に関係者が常駐しているもの又は常時監視され、火災発生の場合、速やかに通報、連絡、初期消火体制がとられるもの。

また、無人変電設備は、その特殊性から人が操作する移動式の設備は認めず、固定式設備とするように定めたものである。

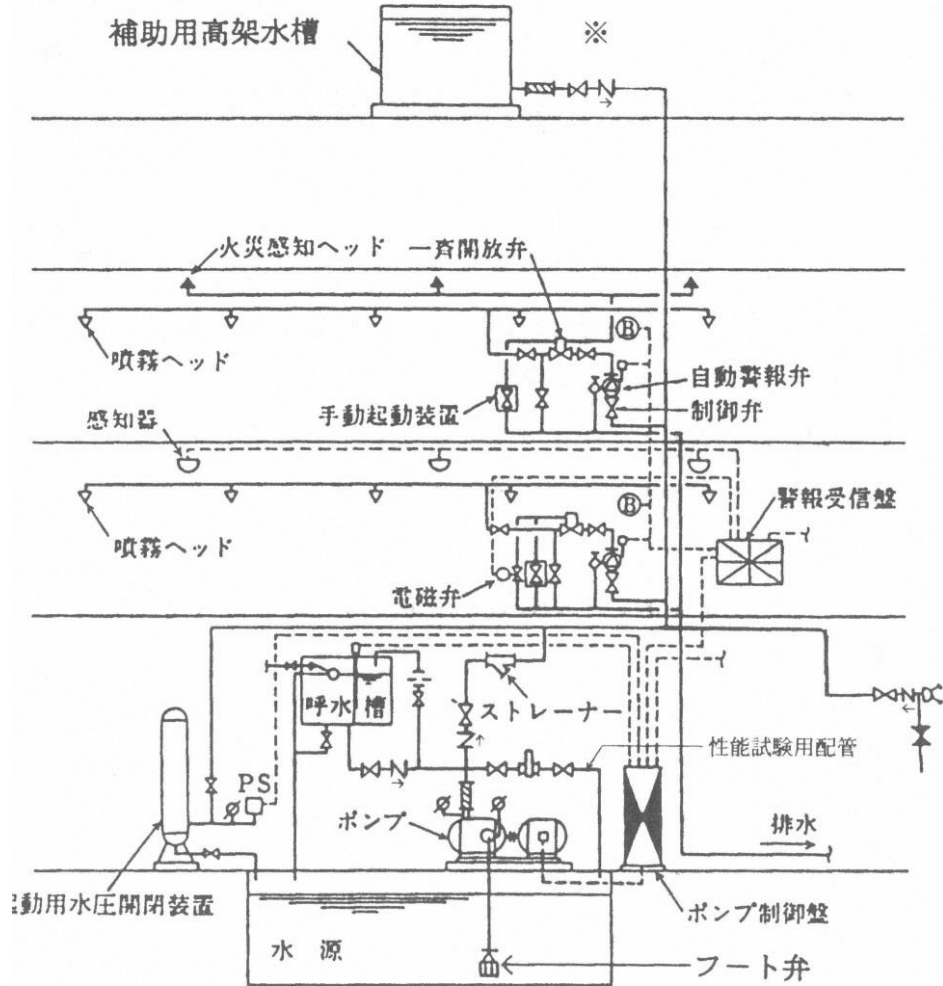
この場合、自動式起動装置には、保守等の点検のため立ち入る場合の人命危険を避けるため、自動・手動切替装置を設けること。

- 5 第3項の規定は、本条により設ける水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の設置及び維持についての技術上の基準を定めたものであり、令第14条から第18条のそれぞれに規定する例により設置し、及び維持しなければならないとしている。

また、「令第14条から第18条までの規定」とは、規則第16条から第21条までの規定を含むものとする。

図

図4-1 水噴霧消火設備構造図例



※ 仕切弁及び逆止弁は、点検等支障のない配列とする。